

自立支援医療（精神通院）における自己負担上限額の判定誤りによる 過少給付について

自立支援医療（精神通院）の自己負担上限月額に誤りがあり、それに伴い一部対象者への給付が過少となったことが判明しました。対象となった方に深くお詫び申し上げます。

1 概要

自立支援医療（精神通院）※ の医療費の自己負担分は、所得区分に応じた自己負担上限月額が定められています。国の認定基準の見直しがあった令和 7 年 7 月以降に本市が判定を行ったものについて誤りがあり、17 人に対して過少給付（本来の自己負担額を上回る額を給付できていなかったもの）があったことが判明しました。

※自立支援医療（精神通院）制度は、精神医療の医療費の自己負担分について、自己負担上限月額を定め負担軽減を図るもので、京都府からの権限移譲事務として京都府内の市町が申請の受理及び所得区分判定等の事務を行い、京都府において受給者証を発行するものです。

【本事案の自己負担上限額の判定誤り】

正：1,250 円／月（市町村民税非課税世帯かつ本人の年間収入額が 80 万 9 千円以下）

誤：2,500 円／月（市町村民税非課税世帯かつ本人の年間収入額が 80 万 9 千円を超える）

2 経過

○令和 8 年 3 月

- ・京都府から福知山市へ、受給者証発行事務の対象者の中で所得区分が前回の区分より高い所得区分に変更になっている方の収入について確認が入る。
- ・所得区分判定の際に確認する情報連携事務※において、障害年金の受給額の算定の誤りから、所得区分に誤りが生じていたことが判明し、市から府へ報告。
- ・府において過誤金額の調査を開始

○令和 8 年 4 月

- ・過誤金額を確定（令和 8 年 2 月請求分まで）

※情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等との間で手続きに必要な情報のやりとりを行い、市民がこれまで提出する必要があった書類を省略できる仕組みです。

3 対象

○決定誤りにより過少給付となった人数 17 人

○過少給付額の総合計 33,350 円

- ・令和 7 年 7 月から 8 年 2 月請求分まで。

4 対応

(1) 医療機関等への通知と説明

対象者の受診の有無、医療費を確認してもらい、医療費請求の過誤処理と対象者への返金対応の依頼。(※過少給付のうち、京都府市町村(京都市を除く)国保加入者は市の国保会計に給付され、その他の医療保険加入者は本人に給付されます。)

(2) 対象者への通知と連絡

受給者証の再発行と自己負担上限月額認定誤りについて謝罪し、今後の対応について説明。(※対象となる方には、4月24日付で通知を発送しています)

5 原因

障害基礎年金の年間収入金額を算出する情報連携において、算出するための期間を誤って入力していたことにより、世帯の収入に誤差が生じ、所得区分に応じた自己負担額を誤って決定していました。

なお、庁内で同じく情報連携事務を行う部署に確認を行ったところ、本事案と同じ年金情報の抽出操作を行っている部署はなく、他部署での事務誤りはありませんでした。

6 再発防止策

- ・業務手順書を更新し、適正な事務の遂行を徹底できるように努めます。
- ・担当課にとどまらず、情報連携事務を行う庁内の関係各部署間で今回の事案を共有し、組織全体で同様の事務誤りを防ぎます。